ご契約時に使用した保証委託契約申込書(雛型)になります(リー59)。この度、(リー116)への変更が必要となります。

見本①

＜ハウスリーブ＞　保証委託契約申込書

保証会社（丙）	ハウスリーブ　株式会社
賃借人（乙）	

(1)　賃貸借の目的物

名　　称	号室
所　在　地	（住居表示設定地域は住地表示）
賃貸人（甲）	大東建託パートナーズ　株式会社

(2)　駐車場

台　　数	台	駐車区画	・　・　・　・　・

(3)　保証期間

賃貸借期間	原契約の通り
保証期間	保証委託契約成立の日または賃貸借期間開始日のいずれか遅い日から契約終了日（明渡し日が原契約終了日より後に到来する場合は明渡し日）まで

①賃貸人（甲）が賃貸借契約における賃貸人の地位を喪失するとき、その時点で保証委託契約は終了し、保証も終了します。
②詳しくは、後記「保証委託契約約款」第5条をご確認ください。

(4)　賃貸借費用・保証委託費用　※賃貸借費用は、必要な全ての金額を表示してはおりません（保証委託契約にかかわる費用のみ表示しています）

保証委託契約申込プラン			L，定額クリーニング費前払い型
月額費用	賃貸借費用※	(ア)家　賃	円
		(イ)駐車場使用料	円（内消費税等　　円）
		(ウ)共　益　費	円
		(エ)自治会費等	円
		(オ)その他費用	円
		(カ)　－－－	―――
		(キ)　－－－	―――
		(ク)小　計	円
	保証委託費用	(ケ)保証委託料率	%
		(コ)保証委託料	円（ア）×（ケ）1円未満の端数切り捨て
		(サ)　－－－	―――
契約時費用	賃貸借費用※	(シ)敷　金	円
		(ス)クリーニング費	円
		(セ)	
	保証委託費用	(ソ)契約時保証委託料	円
		(タ)	―――

① 賃借人（乙）は、保証委託契約申し込み時に契約時保証委託料を保証会社（丙）にお支払いいただきます。
尚、契約時保証委託料は、保証委託契約・転貸借契約の終了または契約内容の変更があっても返還されません。
② 月額の保証委託料は、賃料等（家賃、駐車場使用料、共益費、自治会費等、その他毎月定額支払える額の合計額）に保証委託料率を乗じた額となります。
③ 賃料等及び消費税等が変更された場合（駐車場の追加等も含みます）は、変更後の賃料等に保証委託料率を乗じた額となります。
④ 月額の保証委託料は、保証委託期間中、毎月の賃料等と一緒に賃貸人（甲）にお支払いいただき、賃貸人（甲）を通して保証会社（丙）に支払われます。
⑤ 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第3条をご確認ください。

(5)　保証の範囲・内容

① 保証会社（丙）が保証する債務の主な項目は、以下のものです。
・家賃、共益費、駐車場使用料、原状回復費用、賃貸借契約違約金
・賃貸人（甲）が負担した明渡し訴訟費用等の法的な費用費用
・水道光熱費（ただし、賃貸人（甲）が賃借人（乙）から直接回収しているもの）
・その他、賃貸借契約から生ずる賃借人（乙）の債務の一部
② 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第4条をご確認ください。

(6)　特約事項

なし

(7)　賃貸人及び保証会社の表示

賃貸人（甲）	東京都港区港南二丁目１６番１号 大東建託パートナーズ株式会社 電話 03(6718)9102　（代表）	保証会社（丙）	東京都港区港南二丁目１６番１号 ハウスリーブ株式会社 電話 03(6718)9190　（代表）

(8)　代位弁済の時期と求償権の行使

① 保証会社（丙）が、保証額の立替払い（代位弁済）を行う時期は、賃借人（乙）が賃貸借の目的物及びそれに付随する駐車場を退去した後、賃貸人（甲）から保証会社（丙）に代位弁済の請求が行われたときとなります。
② 保証委託契約の保証は、賃借人（乙）の賃料等や原状回復費用等の支払い債務の支払い義務を免除するものではありません。保証会社（丙）が、賃借人（乙）の債務額の立替払い（代位弁済）をしたときは、その代位弁済額を賃借人（乙）に請求（求償）させていただきます。
③ 代位弁済後、保証会社（丙）が賃借人（乙）に請求（求償）する額は、代位弁済額、代位弁済の実行に要した費用、求償権の保全に要した費用等です。
④ 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第6条及び第7条をご確認ください。

(9)　個人情報の取扱いについて

① 賃借人（乙）は、保証会社（丙）が「個人情報の取り扱いに関する同意条項」に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。
② 詳しくは、後記「個人情報の取り扱いに関する同意条項」をご確認ください。

建物CD		部屋CD		契約番号	・　・
取扱会社					

リー--059　10　23.05　☐ ハウスリーブ控　☐ 申込者様控

(10)　賃借人（乙）の緊急連絡先

賃借人（乙）は、本人及び入居予定者以外で、予め当人の同意・承諾を得た者を緊急連絡先として賃貸人（甲）及び保証会社（丙）に届け出るものとします。なお、保証会社（丙）は賃貸借契約にかかる入居申込書に記載された「緊急連絡先」を保証委託契約における緊急連絡先として取り扱うことができ、賃借人（乙）はこれを認めるものとします。

(11)　家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号

商号又は名称	ハウスリーブ株式会社
住所及び電話番号	東京都港区港南二丁目１６番１号　TEL：03(6718)9190

(12)　登録番号及び登録年月日

登録番号	国土交通大臣（２）第６号
登録年月日	2022年 12月 21日

保証委託契約約款

賃借人（以下「乙」といいます。）、ハウスリーブ株式会社（以下「丙」といいます。）と、賃貸人（以下「甲」といいます。）との間で締結された、表題賃借人の目的物及びそれに付随する駐車場（以下「本物件」といいます。）の賃貸借契約（以下「本契約」といいます。）に関して、以下の通り保証委託契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条（保証委託）
乙は丙に対し、原契約に基づき、乙が甲に対して負担する債務について、次条以下に定める内容に従って保証委託契約を申し込みます。丙が乙に対し連帯保証を求めた申込みに応じ保証委託書を乙に交付した、本契約の書面を経た後、賃貸借関係の成立が完了し、かつ原契約が有効に成立したことをもって、本契約は正式に成立したものとみなします。

第2条（反社会的勢力の排除）
乙は丙に対し、次の各号の事項を確約します。
①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに類する者（以下「暴力団員等」といいます。）であないこと
②反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の契約者となるものではないこと
③自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
1．暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な行為を用いる行為
2．偽計または威力を用いて甲または甲の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第3条（契約時保証委託料及び保証委託料）
1. 乙は、本契約または乙が甲との間の賃借人保証委託料を甲に支払いまで、この契約時保証委託料は、本契約・原契約の終了または契約内容の変更があっても、乙には返還されません。
2. 乙は、原契約に規定する毎月賃料等につき、次項に規定する月額の保証委託料を第3項に定める時期と方法により甲に支払うものとします。
3. 月額の保証委託料は、表記の家賃、駐車場使用料、共益費、その他毎月定額支払える額の合計額（以下「賃料等」といいます。）に保証委託料率を乗じた額とします。月額の保証委託料に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数は切り捨てるものとします。なお、賃料等が変更された場合（消費税等の変更、駐車場の追加等を含みます。）は、変更後の賃料等を基準にし、前記に準ずる方法により、月額の保証委託料を算出するものとします。
4. 乙は、月額の保証委託料の月額において、1年間に満たない期間について保証料等は、原則的で乙が甲に対して負担する賃料等の総額を基準にするものとします。
5. 丙は、本契約締結時に保証料及び月額の保証委託料の受領期限を甲に通知しているものとし、乙は、この契約時保証委託料については、本契約締結時に甲に支払い、月額の保証委託料については、原則的に毎月の甲が建物の賃料等の支払い時に、翌月分と同月分の月額の保証委託料を甲に支払い、丙は、甲から徴収した保証委託料及び月額の保証委託料を受領します。

第4条（保証対象債務の範囲）
1. 丙は甲に対して、乙が甲に対して負担する債務のうち、次条の保証期間中に発生した次の各号の債務（①・③については保証期間に相当する分につき、以下「保証対象債務」といいます。）を保証します。
尚、丙による保証業務の履行期は、毎月末日とするものとします。
但し、乙が甲に賃貸を使用している場合の水道光熱費（丙或会社がスマルボ）に対して乙である水道光熱費に関する情報について、甲が丙会社から情報提供を受けて取得した年金の不足分を賃借人に関する告知書を乙に交付します。なお、賃借人は、賃借人は、賃借人は